

件名	理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例
主幹課	薬務衛生課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車に設備を設けて理容又は美容の業を行う理容所又は美容所（移動理容所・移動美容所）について、衛生上必要な措置（施設基準）を新たに定める。</li> <li>・ 理容所又は美容所以外の場所で業務を行うことができる場合の規定を追加する。</li> </ul> <p>1 移動理容所又は移動美容所の衛生上必要な措置（施設基準）を新たに定める。（第3条第2項）  [移動理容所及び移動美容所の基準]</p> <p>1 車両の特性等に鑑み、新たに定めた基準</p> <p>(1) 作業室は、作業及び衛生の保持に支障のない面積を有することとする。（固定店舗の床面積規定：10 m<sup>2</sup>以上）</p> <p>(2) 作業室は、運転席者その他と仕切りをすること。</p> <p>(3) 使用水量に応じた給水タンク及びこれと同容量以上の汚水タンクを設けること。</p> <p>(4) 洗い場の汚水は汚水タンクに完全に流れる構造とすること。</p> <p>(5) 作業室の床面は、支柱その他の施設により、作業中は水平に固定しておくこと。  （注：移動理容所・移動美容所については、待合所設置の規定なし。）</p> <p>2 従来の固定店舗の基準が適用される基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天井はじんあいの落下を防ぐ構造とし、その高さは床面2.12メートル以上とすること。</li> <li>・ 皮膚に接する器具及び布片、は十分な数を備えること。</li> <li>・ 外傷に対する救急薬品を備えること。</li> <li>・ 美容所の施設には、美容所の名称を標示すること。（美容所のみ）</li> <li>・ その他知事が必要と認めて指示する措置。</li> </ul> <p>2 理容所又は美容所以外の場所で業務を行うことができる場合</p> <p>[現行] (1) 災害のあった場合に避難所等において理容又は美容を行うとき。</p> <p>(2) 社会福祉施設その他これに類する施設内において、入所している者に対して理容又は美容を行うとき。</p> <p>[追加] (3) <u>育児又は介護により、理容所又は美容所に来ることが著しく困難である者に対して理容又は美容を行う場合</u></p>	
施行日	平成19年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>背景</p> <p>1 近年、全国的に福祉理美容車と称する移動理容所・移動美容所が開設しており、県内でも開設が予想されるため、移動理容所・移動美容所に係る基準を新たに定める。</p> <p>2 育児又は介護を理由とした出張営業を望む利用者が多く、選択肢の一つとして、追加規定する。</p>	